

8水漁第760号
令和8年9月16日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

水産庁長官
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の
別紙の一部改正について

我が国からベトナム向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 VN-S1「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 VN-S1-1「ベトナム向け輸出水産食品の各空港における衛生証明書の発行手続について」に基づき取り扱われているところです。

今般、VN-S1「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱」の一部を改正しましたので、御了知の上、対応方よろしくお願いいたします。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。